

協議第 10 号

市長の権限に属する事務の補助執行について

このことについて、別紙のとおり協議する。

令和 3 年 2 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

協議理由

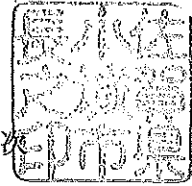
小城市立認定こども園に関する事務の補助執行について地方自治法第 180 条の 2 の規定により別紙のとおり協議する。



小総第 551 号
令和 3 年 2 月 12 日

小城市教育委員会
教育長 大野 敬一郎 様

小城市長 江里口 秀次



市長の権限に属する事務の補助執行について（協議）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、貴委員会事務局職員に次の事務を補助執行させたいので協議します。

記

1 補助執行をさせる職員
教育委員会事務局の職員

2 補助執行をさせる事務

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に関する事務のうち、次に掲げる事務

- (1) 認定こども園の入所等に関すること
- (2) 小城市立認定こども園設置条例（令和 2 年小城市条例第 25 号）に基づき設置された認定こども園（以下「市立認定こども園」という。）の管理及び運営に関すること
- (3) 市立認定こども園の保育料の費用の徴収に関すること

3 補助執行させる理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 12 条の規定の基づき令和 3 年 4 月 1 日に設置される小城市立認定こども園は、小城市立認定こども園設置条例第 3 条に市長が管理すると規定しており小城市立認定こども園に関する事務については市長権限に属する事務である。そのため、当該事務については、市長部局で執行する事務だが、保育所への入所等に関すること及び子ども子育て支援給付に関すること等の保育所等に関する事務については、小城市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定により貴委員会事務局の職員が補助執行している。

認定こども園に関する事務は、保育所等に関する事務及び幼稚園等に関する事務と一体的に取り扱う必要があり、貴委員会事務局で事務を行うことにより合理的及び効率的に事務を行えることから、貴委員会事務局の職員に補助執行させたい。



◇地方自治法（抜粋）

第一百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

◇就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）
（設置者）

第十二条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体（公立大学法人を含む。第十七条第一項において同じ。）、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。